

**コミュニティシネマ支援センター**  
**「シネマ・シンジケート」規約**

**第1章 総則**

(名称)

第1条 この部会は、シネマ・シンジケート(英文名は Cinema Syndicate Japan)と称する。

(事務所)

第2条 この部会は、コミュニティシネマ支援センターの一部会とし、主たる事務所を財団法人国際文化交流推進協会の内部に置く。

**第2章 目的及び事業**

(目的)

第3条 この部会は、映画ファンおよび映画を映画館で観る観客を育成すること、および映画を大切に公開することを志す映画館が、全国的に連携・協力することにより、良質な映画、優れた映画作家の作品が全国であまねくかつ効率的に上映される環境、および流通網を作ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う

- (1) 良質な映画を自主的かつ共同で配給する活動
- (2) 映画・映像リテラシーの向上を図る活動
- (3) 上映環境の地域格差を是正する活動

(事業の種類)

第5条 この部会は、第3条の目的を達成するため、次の非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 映画・映像およびそれに関連する上映事業
- (2) 映画・映像およびそれに関連する国際交流事業
- (3) 映画・映像およびそれに関連するフォーラム・ワークショップ事業
- (4) 映画・映像およびそれに関連する情報収集・発信・調査研究事業
- (5) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

**第3章 会員**

(種別)

第6条 この部会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員：シネマ・シンジケートの主旨に賛同し、活動を共にする映画館・常設上映施設で、シネマ・シンジケート部会総会(以下、「CS部会総会」という)および地域委員会における議決権を有するもの。
- (2) 連携会員：シネマ・シンジケートの主旨に賛同し、協力的に活動を共にする映画館、常設上映施設、および定期的に同一上映施設と協力して上映を行う上映団体で、CS部会総会および地域委員会における議決権を有しないもの。
- (3) 協賛会員：シネマ・シンジケートの主旨に賛同し、活動を賛助・支援する団体又は個人で、あらゆる議決権および出席権を有しないもの。

(入会)

第7条 この部会の会員になろうとするものは、本部会代表が別に定める会員の種別を記載した入会申込書により、部会代表に申込むものとし、部会代表は地域委員会にその加盟の可否をはかるものとする。地域代表者会はその構成員の3分の2の賛成をもって加盟を承認することができる。

2. 過剰な競争を回避するため、各地域の正会員数は別に定める基準によって制限されることを妨げない。
3. 部会代表は、前項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、当部会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、部会代表が別に定める退会届を部会代表に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、CS 部会総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この部会の信用を失墜させる行為をしたとき、および他の会員の利益を著しく損ねたとき。
- (3) この部会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還 )

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この部会には次の役員を置く。

- (1) 部会代表 1 人
  - (2) 地域委員 5 人以上 15 人以内
2. 地域委員のうち、若干名を副代表とすることができる。

(選任等)

第 14 条 部会代表は CS 部会総会において選任される。

2. 地域委員は地域会議で当該地域内の全正会員による互選とする。副代表は地域委員による互選とする。

(職 務)

第 15 条 部会代表はこの部会を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表は部会代表を補佐し、代表に事故あるときまたは代表が欠けたときは、部会代表があらかじめ指名した順序によってその職務を執行する。
3. 地域委員は地域委員会を構成し、この規約の定めおよび会議の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

(任 期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠のためまたは増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 部会代表又は地域委員のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、CS 部会総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 4 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2. 前 1 項の役員報酬に関する事項については、地域委員会議の議決を経て別途定めるものとする。
3. 部会は全役員に対し、その職務を執行するために要した経費を弁償することができる。

(職 員)

第 20 条 この部会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、コミュニティシネマ支援センターが任免する。

#### 第 5 章 部会総会

(種 別)

第 21 条 シネマ・シンジケート部会総会 (CS 部会総会) は、通常部会総会及び臨時部会総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 C S 部会総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 C S 部会総会は、次の事項について議決する。

- (1) 部会規約の変更
- (2) 部会事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 部会事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 部会役員を選任等に関する事項
- (5) 部会入会金、会費に関する事項
- (6) 部会事務局の組織等に関する事項
- (7) その他この部会の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常 C S 部会総会は、年 1 回開催する。

2. 臨時 C S 部会総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 地域委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 C S 部会総会は、前条第 2 項第 (1) 号および (2) 号の場合を除き、代表が招集する。

2. 代表は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時 C S 部会総会を招集しなければならない。
3. C S 部会総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 C S 部会総会の議長は、その C S 部会総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 C S 部会総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 C S 部会総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. C S 部会総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため C S 部会総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項の適用については、C S 部会総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 C S 部会総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 地域委員会

(構成)

第 31 条 地域委員会とは、部会代表と地域委員をもって構成される役員会である。

(権能)

第 32 条 地域委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) C S 部会総会に付議すべき事項
- (2) C S 部会総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他 C S 部会総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 別に定める作品選定委員会の作品選定委員の任免に関する事項

(開 催)

第 33 条 地域委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 部会代表が必要と認めたととき。
- (2) 地域委員の総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。

(招 集)

第 34 条 地域委員会は、代表が招集する。

2. 代表は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に地域委員会を招集しなければならない。
3. 地域委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 地域委員会の議長は、部会代表がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 地域委員会は、地域委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 37 条 地域委員会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 地域委員会の議事は地域委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各地域委員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため地域委員会に出席できない地域委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した地域委員は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、地域委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 39 条 地域委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 地域委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業報告及び収支決算)

第 40 条 この部会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに部会代表が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、コミュニティシネマ支援センターの監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内にコミュニティシネマ支援センター総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この部会の事業年度は、コミュニティシネマ支援センターの事業年度に準ずるものとする。

## 第 8 章 規約の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この部会が規則を変更しようとするときは、C S 部会総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

## 第 10 章 雑則

(細 則)

第 4 3 条 この規則の施行について必要な細則は、C S 部会総会の議決を経て、部会代表がこれを定める。

(以上、全 43 条)

## 附 則

- 1 この規則は、この部会の成立の日から施行する。
- 2 この部会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 

(部会)代表	堀越謙三	
副代表	茂木正男	
	田井 肇	
地域委員	北海道地区	中島 洋(札幌・シアターキノ)
	東北地区	長澤裕二((株)フォーラムマルチプレックスシアターズ)
	関東甲信越地区	茂木正男(高崎・シネマテークたかさき)
	近畿地区	佐藤英明(京都・みなみ会館/滋賀会館シネマホール)
	中国四国地区	住岡正明(広島・サロンシネマ)
	九州地区	田井 肇(大分・シネマ5)
- 3 この部会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 この部会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 第7条第2項の規定に関し、この部会の各地域における正会員数は、以下の基準をもって制限される。
  - (1) 入会申請者の所在する都市の人口が100万人以下の場合、同一都市内での正会員数は1とする。
  - (2) 入会申請者の所在する都市の人口が100万人以上の場合、同一都市内での正会員数は100万人を超える毎に、前項の1にさらに1が加算される。(人口101~200万人の場合2、人口201~300万人の場合3)。
  - (3) 正会員の団体が同一都市内に2事業所以上を有する場合も、正会員数としては1とみなされる。
- 6 この部会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金
 

正会員	団体	0円	
連携会員	団体	0円	
賛助会員	個人	0円	団体 0円
  - (2) 年会費
 

正会員	団体	24,000円	
連携会員	団体	12,000円	
賛助会員	個人	1口	10,000円(1口以上)
	団体	1口	10,000円(5口以上)

## 附 則

## (作品の選定)

- 1 上映作品の選定は地域委員の合意によって決定される。
  - A. 地域委員会は2名以下の作品選定委員を任命することができる。
  - B. この部会の設立当初の選定委員として、付則 に掲示された地域委員に次の者を加える。  
土肥悦子(金沢・シネモンド)
  - C. 候補作品および作品選定の過程はメール、WEB 等の手段によって常に全正会員に対して公開されるものとする。

## (共同上映作品の選定基準)

- 2 当部会としての共同上映作品は、以下の基準で選定されることに合意する。
  - A. 「選定作品」 作家性が認められ、かつ一定以上の観客動員が見込める良質な作品。
  - B. 「推薦作品」 多くの観客動員が見込めなくても、上映者として観客にぜひ見せたい作品、あるいはその作家の才能に大いに注目すべき作品。

## (選定作品・推薦作品の上映義務)

- 3 当部会としての共同上映作品については、以下の義務を負うことに合意する。
  - A. 「選定作品」 人口100万人以下に所在するすべての正会員映画館、および人口100万人以上に所在する正会員映画館のうち少なくとも1館は上映を義務とする。ただしその興行規模・形態は原則としてその地域の興行指数に準拠する。
  - B. 「推薦作品」 総正会員映画館数のうちおよそ約半数を目安に、人口の多い都市から順に上映を強く推奨される作品。

## (報 酬)

- 4 第19条の規定については以下の通り定める。
  - A. 役員(部会代表および地域委員)は全員無報酬とする。
  - B. CS部会総会もしくは地域委員会が、部会代表、地域委員に対して通常の当該役務以外の業務を委託した場合は、常識の範囲内において手当を支給することを妨げない。

## (共同対抗措置)

- 5 シネマ・シンジケート部会の正会員は、万一製作者・配給者等によって当部会員の全体もしくは一部に対して、商習慣上極めて不当な行為がなされた場合、当部会地域委員会の3/4以上の賛成をもって、共同対抗措置を決定し実施することができる。正会員がその決定に従わず、自己の利益を追求する行為をなした場合、当部会は本規約第11条の規定に従って除名できるものとする。